



なばり

2016年(平成28年) 7月25日号

主な内容

- 2……平成28年度市職員採用候補者試験案内
- 3～6……なばり市議会だより
- 8……二次救急実施病院、名張市体育協会 いきいき教室

発行/名張市秘書広報室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 ✉pr@city.nabari.mie.jp 🌐http://www.city.nabari.lg.jp

広報なばりは、ポストインで配布しています。発行日の4～5日前から事業者がお届けしています。配布についてのお問い合わせは、名張市シルバー人材センター(☎63・6800)へお願いします。

☎秘書広報室 ☎63・7402



手話で心の「壁」が少しでも無くなれば

アピタ名張店 真鍋 トモ子さん

私が手話に興味を持ったきっかけは、小学生のころの道徳の授業です。手話ってどう会話しているの?と昔から気になっていました。

たまたま、職場の同僚に手話ができる人がいて、手話のサークルを紹介してもらいました。そこで覚えた手話をせっかくだから仕事に生かそうと、当時の店長に許可をもらい、手話ができることが分かる名札を自分で作って勤務することになりました。

すると、私の名札を見つけた人から「あなた手話できるの?」と、手話で話し掛けられるようになりました。

聴覚に障害のある人は、出掛けた先で人に話しかけることに遠慮がちになってしまうことも多いのではと思います。そんな人たちが感じる不安な気持ちを和らげるのに、私の手話も役立てたのかなと思うと覚えて良かったと思いますね。

しかし、私の手話もコミュニケーションを取る手段の一つにすぎません。目や足、心に障害のある人だっています。障害のある人と、そうでない人がお互いに理解あって、今よりもっと心に感じる壁が無い社会になっていけばいいと思います。



真鍋さん手作りの名札



障害のある人もない人も

暮らしやすいまちへ

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、不当な差別的取扱いが禁止されました。これにより、障害のある人が日常生活をする上での壁を取り除く配慮が今後求められます。今号では、障害のある人のために活動している人や、施行された法律の内容などを紹介します。

☎障害福祉室 ☎63・7591

ちょっとした気遣い・思いやりで優しいまちへ

肢体不自由の障害のある人へ

段差で困っている人の手助けをしましょう。また、障害者用の駐車場は体の不自由な人のために空けましょう。

※車椅子の人が車から降りるには広いスペースが必要です。隣に駐車する場合も配慮ください。



聴覚に障害のある人へ

筆談で対応する以外に、身振り手振りやホワイトボードを使うなど、コミュニケーションを工夫しましょう。

※市役所にも手話通訳者がいます。必要場合は、窓口の職員に申し出てください。

視覚に障害のある人へ

物の位置や、書類の内容などを分かりやすく伝えましょう。

内閣府のホームページでは、対応の事例を他にも多数紹介しています。詳しくは

[合理的配慮サーチ](#)

[検索](#)

知的障害や、精神障害のある人へ

短い言葉や文章で、不安を与えないようにゆっくり分かりやすく説明しましょう。



障害者差別解消法が施行されました

障害者差別解消法とは、障害者に対する差別を無くすために、具体的な取組みや、禁止事項、義務などを定めた法律です。

障害者差別解消法で守ること

■ 不当な差別的取扱いの禁止

障害があるからアパートを貸さない、車椅子だから入店を断るなど、障害があることを理由に、サービスの提供の拒否や制限をする不当な差別的取扱いを禁止しています。国や市町村などの行政機関だけでなく、会社や店舗など民間事業者でも禁止されます。

■ 合理的な配慮の提供

障害のある人が日常生活上で障壁となるものを取り除くための工夫や配慮を、負担になり過ぎない範囲で行うことが必要です。